

# 福岡県公報

令和 4 年 2 月 8 日  
第 273 号

## 目次

### 告示 (第105号 - 第113号)

○救急病院の認定	(医療指導課)	1
○災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定	(防災企画課)	1
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律における指定地方公共機関の指定について	(防災企画課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域指定	(都市計画課)	3
<b>公 告</b>		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	9
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	12
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13

○公共測量の終了 (県土整備総務課) .....13

### 公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) .....13
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) .....15
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) .....17

### 雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) .....19

## 告 示

### 福岡県告示第105号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
ちくし那珂川病院	那珂川市大字仲 2 - 8 - 1	令和 4 年 2 月 8 日から 令和 7 年 2 月 7 日まで

### 福岡県告示第106号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関を次のように指定する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公益社団法人福岡県獣医師会

### 福岡県告示第107号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

公益社団法人福岡県獣医師会

**福岡県告示第108号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	県 道	八 瀬 女 高 線	前	みやま市瀬高町上庄 1164番先から みやま市瀬高町下庄 668番1先まで	9.3 ～ 39.0	2,665.4	うち一般 国道443号 重用延長 1,739.6メー トル、県道 瀬高久留米 線重用延長 22.3メー トル
			後	みやま市瀬高町上庄 1164番先から みやま市瀬高町下庄 668番1先まで	9.0 ～ 40.0	2,773.5	うち一般 国道443号 重用延長 1,851.0メー トル

**福岡県告示第109号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字南坂7285、7286

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第110号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の1・1881の6・1881の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1881の12、1881の13、1881の18、1881の19、1881の23、1881の27、1881の30

- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第111号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の1・1881の6・1881の7・1881の14・1881の20・1881の31（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1881の8から1881の13まで、1881の18、1881の19、1881の23から1881の27まで、1881の30

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第112号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年2月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	瀬高 久留米線	筑後市大字下妻1198番1先から 筑後市大字馬間田231番2先まで

**福岡県告示第113号**

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定した土地の区域の名称

小郡市大原地区

## 2 指定した土地の区域

小郡市小郡及び三沢の一部

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和4年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年3月1日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和4年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、令和4年3月1日（火曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年3月24日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	06	広告宣伝	A A

- (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
- ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。
- イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）  
ファクス 092-632-5331
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
この公告の日から令和4年3月23日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和4年3月23日（水曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁総務部会議室（地下1階）
- (2) 日時  
令和4年3月24日（木曜日） 午後4時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）
- (2) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の 2 割に相当する額以上のものをいう。）

### 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) Nature of the service required : Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6 times in a year; April, June, August, October, December, February) .
- (2) Time Limit of Tender : 5 : 00 p.m. on March 23, 2022.
- (3) Contact Point for the Notice : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.  
TEL 092-643-3102

### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者

## (1) 氏名

釜床 信幸

## (2) 住所

中間市松ヶ岡3番10-303号

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

令和4年1月20日

## 4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハ及びニの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

---

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

令和4年度漁業取締船「しんぷう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油単価契約

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

## 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

## (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個



人にある場合は本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にある場合は財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にある場合は貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にある場合は、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和4年2月24日（木曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年2月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 契約事項の名称

令和4年度漁業取締船「しんぼう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

「しんぼう」、「げんかい」及び「つくし」係留地（福岡市中央区長浜船溜）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年3月22日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を農林水産部水産局漁業管理課に令和4年3月7日（月曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3555

（FAX）092-643-3558

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年2月8日（火曜日）から令和4年3月7日（月曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

### (1) 提出場所

5 の部局とする。

### (2) 提出期限

令和 4 年 3 月 22 日（火曜日）15 時 00 分

### (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

### (1) 場所

総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟 1 階）

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

### (2) 日時

令和 4 年 3 月 23 日（水曜日）14 時 00 分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

福岡県知事 服部 誠太郎

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Diesel fuel
- (2) Time Limit of Tender : 3 : 00 PM on March 22, 2022
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第238回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和 4 年 2 月 8 日

1 日時

令和 4 年 2 月 17 日 10 時 00 分

2 会場

福岡市博多区千代四丁目 1 番 27 号  
福岡県自治会館 2 階 大会議室

3 予定議案

- (1) 福岡広域都市計画区域区分の変更について
- (2) 北九州広域都市計画区域区分の変更について
- (3) 北九州広域都市計画臨港地区の変更について
- (4) 京築広域景観計画の変更について
- (5) 遠賀広域都市計画道路の変更について
- (6) 筑豊広域都市計画道路の変更について
- (7) 筑後中央広域都市計画公園の変更について
- (8) 宮若市に設置する一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
- (9) 大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込みは先着順とする。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（時空間変位確定測量）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和 4 年 1 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（2級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
朝倉市金丸、うきは市浮羽町三春	令和 4 年 1 月 17 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀郡芦屋町、遠賀町、行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	令和 3 年 9 月 6 日

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

交通誘導警備業務 2 級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和 4 年 5 月 26 日（木）	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター
令和 4 年 5 月 27 日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定 15 名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式 20 問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90 パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

## 6 学科試験及び実技試験

### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

### (1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和4年4月18日（月）及び同年4月19日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

### (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

### (4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

### (5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

### (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-2739-0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和4年2月8日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和4年6月2日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和4年6月3日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

- (1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 雑踏警備業務 2 級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

## ア 受付日

令和 4 年 4 月 18 日（月）及び同年 4 月 19 日（火）

## イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

## (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

ア 雑踏警備業務 1 級 13,000 円

イ 雑踏警備業務 2 級 13,000 円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記 7(1)の事前（電



話) 受付期間内に、受付専用電話 (080-2739-0070) に電話して事前申込み (1 電話につき 1 名) を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前 (電話) 申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記 7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、前記 7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記 7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み (郵送等) は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記 7(2)の受検申請手続期間 (2 日間) 内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格 (90 パーセント以上の成績を合格とする。) した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装 (靴) を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第 23 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係 (電話 092 (641) 4141 内線 3173、3174) に対して行うこと。
- (3) 検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号) については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

### 福岡県公安委員会告示第 25 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 7 条の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 8 日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

実施日	実施時間	実施場所
令和 4 年 6 月 30 日 (木)	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

実施日	実施時間	実施場所
令和 4 年 7 月 1 日 (金)	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定 15 名

#### 4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合

- 格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級
- 福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法
- 検定は、学科試験及び実技試験により行う。
- なお、学科試験（5 枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
- ア 受付日
- 令和 4 年 4 月 18 日（月）及び同年 4 月 19 日（火）
- イ 受付時間
- 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 受検申請手続期間
- 事前（電話）申込日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通
- (イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当

該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所を管轄する警察署に申請する場合

住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-2739-0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日

間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和4年2月8日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に係る答申案

(2) 福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）、福岡県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（第6期）の策定に係る答申案

## 2 答申案の概要

## (1) 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に係る答申案

## 第一 計画の期間

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

## 1 鳥獣保護区の指定

- (1) 方針
- (2) 鳥獣保護区の指定等計画

## 2 特別保護地区の指定

- (1) 方針
- (2) 特別保護地区の指定等計画

## 3 休猟区の指定

- (1) 方針
- (2) 休猟区指定計画

## 4 鳥獣保護区の整備等

- (1) 方針
- (2) 整備計画

## 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

## 1 鳥獣の人工増殖

- (1) 方針
- 2 放鳥獣
  - (1) 方針
  - (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画
  - (3) 放獣計画

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

## 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

- (1) 希少鳥獣
- (2) 狩猟鳥獣
- (3) 外来鳥獣
- (4) 指定管理鳥獣

## (5) 一般鳥獣

## 2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

- (1) 許可しない場合の基本的考え方
- (2) 許可に当たっての条件の考え方
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
- (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
- (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

## 3 目的別の捕獲許可の基準

## 3-1 学術研究を目的とする場合

- (1) 学術研究
- (2) 標識調査

## 3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

- (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的
- (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

## 3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
- (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

## 3-4 その他特別の事由の場合

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
- (3) 鵜飼漁業への利用の目的
- (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- (5) 上記のほか公益上の必要があると認められる目的

## 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

## 4-1 捕獲許可した者への指導

- (1) 捕獲物又は採取物の処理等
- (2) 従事者の指揮監督
- (3) 危険の予防

- 4 - 2 許可権限の市町村長への移譲
- 4 - 3 鳥類の飼養登録
  - (1) 方針
  - (2) 飼養適正化のための指導内容
- 4 - 4 販売禁止鳥獣等の販売許可
  - (1) 許可の考え方
  - (2) 許可の条件
- 4 - 5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項
- 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
  - 1 特定猟具使用禁止区域の指定
    - (1) 方針
    - (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画
    - (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳
  - 2 特定猟具使用制限区域の指定
  - 3 猟区設定のための指導
  - 4 指定猟法禁止区域
    - (1) 方針
    - (2) 指定計画
- 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
  - 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針
  - 2 第一種特定鳥獣保護計画の実施計画の作成に関する方針
  - 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
  - 4 第二種特定鳥獣管理計画の実施計画の作成に関する方針
- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
  - 1 方針
  - 2 鳥類の生態に関する基礎的な調査
    - (1) 鳥類生息分布調査
    - (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
    - (3) 狩猟鳥獣生息状況調査

- (4) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査
- 3 法に基づく諸制度の運用状況調査
  - (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査
  - (2) 捕獲等情報収集調査
- 4 新たな技術の研究開発・普及
  - (1) 捕獲個体の有効利用や処分に係る技術開発・普及
- 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
  - 1 鳥獣行政担当職員
  - 2 鳥獣保護管理員
    - (1) 鳥獣保護管理員の活動について
    - (2) 設置計画
    - (3) 年間活動計画
  - 3 保護及び管理の担い手の育成
    - (1) 方針
    - (2) 人材の育成
    - (3) 狩猟者の数の確保と育成
  - 4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備
    - (1) 方針
  - 5 取締り
    - (1) 方針
    - (2) 年間計画
  - 6 必要な財源の確保
- 第九 その他
  - 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
  - 2 狩猟の適正管理
  - 3 傷病鳥獣救護への対応
    - (1) 基本的な考え方
    - (2) 目的及び手法
    - (3) 体制

- (4) 傷病鳥獣の個体の処置
- 4 油等による汚染に伴う水鳥等の救護
- 5 感染症への対応
- (1) 高病原性鳥インフルエンザ
- (2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)
- (3) その他感染症
- 6 普及啓発
- (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等
- (2) 安易な餌付けの防止
- (3) 猟犬の適切な管理
- (4) 野鳥の森等の整備
- (5) 野生鳥獣保護モデル校の指定
- (6) 法令の普及徹底
- (2) 福岡県第二種特定鳥獣 (イノシシ) 管理計画 (第 7 期)、福岡県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画 (第 6 期) の策定に係る答申案
- 【イノシシ】
- ① 計画策定の目的、背景
- ② 管理すべき鳥獣の種類
- ③ 計画の期間
- ④ 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- ⑤ 第二種特定鳥獣の管理の目標
- ⑥ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
- ⑦ 第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項
- ⑧ その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
- 【ニホンジカ】
- ① 計画策定の目的及び背景
- ② 管理すべき鳥獣の種類
- ③ 計画の期間
- ④ 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

- ⑤ 第二種特定鳥獣の管理の目標
- ⑥ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
- ⑦ その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
- 3 答申案の閲覧場所等
- (1)~(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。
- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁 1 階)
- (2) 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区内 7 - 8)
- (3) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町 1642 - 1)
- (4) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩 8 - 1)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央一丁目 2 - 1)
- (6) 福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>)
- 4 意見の提出期限
- 令和 4 年 2 月 8 日 (火) から令和 4 年 2 月 21 日 (月) まで必着
- 5 意見書提出の方法
- 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- 6 意見書の提出先
- 福岡県環境部自然環境課
- (住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- (ファクシミリ) 092-643-3222
- (電子メール) [shizen@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shizen@pref.fukuoka.lg.jp)

(別紙)

## 意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見を提出する 答申案 (○を記入)	第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に係る答申案 福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第7期)、福岡県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画(第6期)の策定に係る答申案
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。